

一般建築物石綿含有建材調査者講習

令和4年4月1日より一定以上の規模または請負金額の解体・改修工事を行う施工業者は、大気汚染防止法に基づき当該工事における石綿含有建材の有無の事前調査結果を都道府県等に報告することが義務化されました。

さらに令和5年10月1日からは、建築物等の解体等を伴う前に実施する石綿含有建材の事前調査を有資格者が行う必要があることから千葉県建築士事務所協会山武支部事業として地域関係事業者向けに講習会を開催致します。

申込用QRコード



- 講習会受講対象者 : 解体・改修工事に係る設計・監理者および、施工者等
- 講習会実施日 : 令和5年5月16日(火)、17日(水)の2日間 (定員40名予定)
- 講習会会場 : 千葉県東金市山田800番地 千葉県木材市場協同組合 木と住の情報館 モクイチ (東金市) 2階 多目的ホール
※場内には駐車場があります
- 講習実施機関 : 住建センター株式会社 (建築物石綿含有建材調査者講習実施機関)
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#area7>
- 講習受講料 : 35,000円 (税込み)

※講習会申込以降の手続き(受講料送金後のキャンセル含む)は講習会実施機関の規定に拠ります。

- 講習会スケジュール : 1日目予定 受付8:30 講習8:50~16:30 (休憩:昼1時間)
2日目予定 受付8:30 講習9:00~15:20 (休憩:昼1時間)
講習終了考査(筆記試験)15:30~17:00
(100点満点中60点以上の得点をもって合格)



申込用QRコード

- 受講希望者は下記URLまたは、申込用QRコードからアクセスするWebサイトより申込頂き、講習実施機関の指定する必要書類等の提出手続きを取ってください。

申込フォーム <https://qr.paps.jp/4GFKp>

- 申込締切予定日: 令和5年4月14日(金) ※会場定員に達した場合は、繰上締切致します。

※インターネット環境が無い場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

開催についての問合せ先: (公社)千葉県建築士事務所協会

講習会担当: 山武支部 伊藤 (いとう) TEL: 043-224-1640

※主催担当者は上記問合せ先に不在の為、お名前・連絡先をお伝えください。

折り返し担当者から連絡させていただきます。

【令和5年1月31日作成】

講習内容についての問い合わせ先: 住建センター (株)

担当: 講習管理部 川内 (かわうち) TEL: 03-5638-3370



解体・リフォーム・修繕等の工事!

石綿(アスベスト)の 事前調査をしないと

工事が出来なくなります!

令和2年7月
石綿障害予防
規則等の改正

→ 令和4年4月より施行

対象

床面積80㎡以上の解体工事

または請負金額100万円以上の改修工事等

工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを
事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を
工事開始前に、労働基準監督署へ報告をすることが義務になります!



事前調査結果等の報告書を作成できるのは、**有資格者**だけです。

事前調査は、石綿調査者講習を修了した者等に
行わせることが**義務**になります。

これは令和**5年10月1日**施行です。

ですから、それまでに調査者の確保が必要です。

② 受講資格をご確認ください

下表1～10のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

受講資格		学歴・実務経験等詳細
1	大学(建築)を卒業し、 実務(建築)経験2年以上	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 卒業後の建築に関する実務経験年数:2年以上
2	短大(建築3年)を卒業し、 実務(建築)経験3年以上	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者) 卒業後の建築に関する実務経験年数:3年以上
3	短大(建築)又は高専(建築)を卒業し、 実務(建築)経験4年以上	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 卒業後の建築に関する実務経験年数:4年以上
4	高校(建築)を卒業し、 実務(建築)経験7年以上	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 卒業後の建築に関する実務経験年数:7年以上
5	学歴不問、実務(建築)経験11年以上	<ul style="list-style-type: none"> 「1～4」に該当しない者(学歴不問) 建築に関する実務経験年数:11年以上
6	石綿作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> 石綿作業主任者技能講習を修了した者 実務経験年数不問
7	特定化学物質等作業主任者であり、 石綿調査実務5年以上	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者 石綿含有建材の調査に関する実務経験年数:5年以上
8	建築行政または 環境(石綿)行政実務2年以上	<ul style="list-style-type: none"> 建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者 行政従事経験年数:2年以上
9	各種専門官	<ul style="list-style-type: none"> 産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者
10	労働基準監督官の経験2年以上	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準監督官として従事した経験を有する者

③ 修了考査について

修了考査は受講コースにより以下の通りです。

一般建築物石綿含有建材調査者講習 ➡ 筆記試験90分

~~戸建て等石綿含有建材調査者講習~~ ➡ ~~筆記試験60分~~

- ◆ 筆記試験の満点が100%として「60%以上」の得点をもって合格となります。
- ◆ 不合格となった方は、有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は受講を終了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。